

**公益信託に関する法律施行規則  
公益信託に関する内閣府令・法務省令  
修正案文イメージ（修正箇所抜粋版）**

※本資料は公益信託法施行規則及び合同命令の修正案文イメージであり、  
今後関係各部署との調整の上、追加で技術的修正が発生する場合がございます

内閣府令（第1条第13号関係）

修正案	パブコメ版
<p>第一条 公益信託に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>十三 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあつては、当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法</p>	<p>第一条 公益信託に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>十三 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあつては、当該機関の名称、職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法</p>

【修正内容】

府令第1条第13号について、「名称」を削除する。

【修正理由】

府令第1条第13号の公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合の「名称」については、必ずしも信託行為に定めるべき事項ではないと考えられることから、当該事項を削除する。

内閣府令（第1条第14号関係）

修正案	パブコメ版
<p>第一条 公益信託に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>十四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合にあつては、その旨及び当該行為の内容</p>	<p>第一条 公益信託に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>十四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合（<u>信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。</u>）にあつては、その旨及び当該行為の内容</p>

【修正内容】

府令第1条第14号について、括弧書（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）を削除する。

【修正理由】

府令第1条第14号の括弧書（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）については、仮に信託の目的に照らして合理的に必要でない利益相反行為・競合行為について信託行為に定められた場合は、公益信託認可の基準である「特別の利益の供与」等（法第8条第5号又は第6号）に該当するおそれがあるものとして認可されないと考えられることから、当該括弧書を削除する。

○信託法（読替後）  
（利益相反行為の制限）

**第三十一条** 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を信託財産に帰属させること。
- 二 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を他の信託の信託財産に帰属させること。
- 三 第三者との間において信託財産のためにする行為であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの
- 四 信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもつて履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又はその利害関係人の利益となり、かつ、信託の目的の達成に支障となることとなるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、第二号に掲げる事由にあつては、同号に該当する場合でも当該行為をすることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

- 一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
- 二 受託者が当該行為について重要な事実を開示して信託管理人の承認を得たとき。
- 三 （適用除外）

四 受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、信託の目的の達成に支障とならないことが明らかであるとき、又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受託者が信託の目的に関して有する実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。

**第三十二条** 受託者は、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる行為であつてこれをしないことが信託の目的の達成に支障となるものについては、これを固有財産又は受託者の利害関係人の計算でしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることができる。ただし、第二号に掲げる事由にあつては、同号に該当する場合でも当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

- 一 信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算であることを許容する旨の定めがあるとき。
- 二 受託者が当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算であることについて重要な事実を開示して信託管理人の承認を得たとき。

内閣府令（第2条第2項第3号イ関係）

修正案	パブコメ版
<p>第二条 法第七条第二項の規定により公益信託認可の申請をしようとする者は、様式第一号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。</p> <p>2 法第七条第三項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のイ又はロに掲げる受託者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類</p> <p>イ 法人その他の団体である受託者 <u>法人その他の団体の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書</u></p>	<p>第二条 法第七条第二項の規定により公益信託認可の申請をしようとする者は、様式第一号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。</p> <p>2 法第七条第三項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のイ又はロに掲げる受託者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類</p> <p>イ 法人その他の団体である受託者 <u>貸借対照表及び損益計算書</u></p>

【修正内容】

府令第2条第2項第3号イについて、「法人その他の団体の最終事業年度に係る」を追加する。

【修正理由】

公益信託認可申請の申請書に添付する貸借対照表及び損益計算書の時点を明確にするため。

内閣府令（第3条関係）

修正案	パブコメ版
<p>(特定資産公益信託)</p> <p>第三条 法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の要件は、<u>次の各号のいずれにも該当することとする。</u></p> <p>一 寄附により受け入れた資産が金銭であること。</p> <p>二 金銭、預金、貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、<u>貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託をいう。以下この号において同じ。）の受益権、合同運用信託（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託をいい、貸付信託を除く。）の受益権その他これらに準ずるものに限られていること。</u></p> <p>2 法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の支出の方法は、<u>次のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>一 助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法</p> <p>二 公益信託の信託財産から生ずる利子その他資産の運用に係る収入に相当する額を超える額を毎信託事務年度において支出する方法</p>	<p>(特定資産公益信託)</p> <p>第三条 法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の要件は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 寄附により受け入れた資産が金銭であること。</p> <p>二 金銭、預金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、<u>合同運用信託（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）その他安定した収益の確保を目的として信託財産とされたものに限られていること。</u></p> <p>2 法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の支出の方法は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法</p> <p>二 公益信託の信託財産から生ずる利子その他資産の運用に係る収入に相当する額を超える額を毎信託事務年度において支出する方法</p>

【修正内容】

府令第3条について、上記新旧対照表のとおり修正する。

【修正理由】

規定の明確化のため。

○貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）  
（定義）

第二条 この法律において「貸付信託」とは、一個の信託約款に基づいて、受託者が多数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、主として貸付又は手形割引の方法により、合同して運用する金銭信託であつて、当該信託契約に係る受益権を受益証券によつて表示するものをいう。

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）改正前  
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十一 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第十二号の二及び第十三号において同じ。）並びに委託者が実質的に多数でないものとして政令で定める信託を除く。）をいう。

○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）改正前  
（特定公益信託の要件等）

第二百七条の二 法第七十八条第三項（特定公益信託）に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）であることとする。

一～三 略

四 当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。

イ 預金又は貯金

ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得

ハ イ又はロに準ずるものとして財務省令で定める方法

○所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）改正前  
（特定公益信託の信託財産の運用の方法等）

第四十条の十 令第二百七条の二第一項第四号ハ（特定公益信託の要件等）に規定する財務省令で定める方法は、合同運用信託の信託（貸付信託の受益権の取得を除く。）とする。

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）  
（法第百四十四条の七第一項の元売業者の指定の要件）

第四十三条の七 法第百四十四条の七第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することその他の事情から軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められること。

二 次のいずれにも該当しない者であること。

○道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）  
（自動車登録番号標の表示）

第八条の二 略

2 法第十九条の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当するものとする。

一 自動車の車両中心線に直交する鉛直面に対する角度その他の自動車登録番号標の表示の方法に関し告示で定める基準に適合していること。

二 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める物品以外のものが取り付けられておらず、かつ、汚れがないこと。

内閣府令（第4条関係）

修正案	パブコメ版
<p>第四条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 法第二十条第四項に規定する財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示することができる<u>仕組み</u>が整備されていること。</p> <p>2 略</p> <p>一 略</p> <p>二 当該公益信託事務を処理するのに必要な知識及び経験を有する者を関与させる<u>仕組み</u>が整備されていること。</p>	<p>(受託者の経理的基礎及び技術的能力)</p> <p>第四条 法第八条第二号に掲げる基準であって公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎に係るものは、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 当該公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産及び固有財産が確保されていること。</p> <p>二 当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組みが整備されていること。</p> <p>三 法第二十条第四項に規定する財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示することができる<u>体制</u>が整備されていること。</p> <p>2 法第八条第二号に掲げる基準であって公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力に係るものは、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 当該公益信託事務の内容に照らして当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること。</p> <p>二 当該公益信託事務を処理するのに必要な知識及び経験を有する者を関与させる体制が整備されていること。</p> <p>三 当該公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されていること。</p>

【修正内容】

府令第4条第1項第3号及び第2項第2号の「体制」について「仕組み」に修正する。

【修正理由】

公益信託の受託者は個人であることも想定され、個人において「体制」とは複数名の関与を前提としたものとの誤解が生じ得ることから他の号と同様「仕組み」とするもの。

内閣府令（第6条関係）

修正案	パブコメ版
<p>(法人が事業活動を支配する法人等)</p> <p>第六条 公益信託に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第六号の法人その他の団体が事業活動を支配する法人として内閣府令で定めるものは、<u>公益信託の委託者又は受託者である団体</u>が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（<u>第三項第一号</u>において「子法人」という。）とする。</p> <p>2 令第一条第六号の法人その他の団体の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるものは、<u>一の者が公益信託の委託者又は受託者である団体</u>の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。</p> <p>3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>一 <u>公益信託の委託者又は受託者である団体（第一項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支配法人等」という。）</u>がそれぞれ子法人又は公益信託の委託者又は受託者である団体（前項に規定する場合に限る。）（次号において「被支配法人」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合</p> <p>二 <u>被支配法人</u>の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合</p> <p>イ <u>支配法人等</u>の役員（支配法人等の理事、</p>	<p>(法人が事業活動を支配する法人等)</p> <p>第六条 公益信託に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第六号の法人その他の団体が事業活動を支配する法人として内閣府令で定めるものは、<u>当該団体</u>が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（<u>第三項</u>において「子法人」という。）とする。</p> <p>2 令第一条第六号の法人その他の団体の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるものは、<u>一の者が当該団体</u>の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。</p> <p>3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>一 <u>一の者又はその一若しくは二以上の子法人</u>が当該委託者の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合</p> <p>二 <u>前号の一の者又はその一若しくは二以上の子法人</u>の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合</p> <p>イ <u>第一項の当該団体又は前項の当該一の</u></p>

<p><u>取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員</u></p> <p>ロ 支配法人等によって当該構成員に選任された者</p> <p>ハ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であった者</p>	<p><u>者（ロにおいて「支配法人等」という。）の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員</u></p> <p>ロ 支配法人等によって当該構成員に選任された者</p> <p>ハ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であった者</p>
---	--

**【修正内容】**

府令第6条について、上記新旧対照表のとおり修正する。

**【修正理由】**

規定の明確化のため。

内閣府令（第 18 条関係）

修正案	パブコメ版
<p>(年度剰余額等の算定)</p> <p>第十八条 公益信託の受託者は、毎信託事務年度の終了後、次項の規定により当該終了した信託事務年度（以下この款において「当該信託事務年度」という。）に生じた年度剰余額又は年度欠損額を、第三項又は第四項の規定により当該信託事務年度に係る暫定残存剰余額又は残存欠損額を、それぞれ算定するものとする。</p>	<p>(年度剰余額等の算定)</p> <p>第十八条 公益信託の受託者は、毎信託事務年度の終了後、次項の規定により当該終了した信託事務年度（以下この款において「当該信託事務年度」という。）に生じた年度剰余額又は年度欠損額を、第三項又は第四項の規定により当該信託事務年度に係る暫定残存剰余額又は残存欠損額を、それぞれ算定するものとする。</p>

【修正内容】

府令第 18 条について、「算定するものとする。」を「算定するものとする。」に修正する。

【修正理由】

脱字修正

内閣府令（様式第2号関係）（表は省略）

修正案	パブコメ版
表中 （百万円）  2 単位は百万円とすること。	表中 （千円）  2 単位は、千円とすること。

【修正内容】

府令様式第2号表について、価額の単位を「千円」から「百万円」に修正する。

【修正理由】

固有財産の表示について、千円単位で開示することは過大であることから、百万円単位とするもの。

合同命令（第8条関係）

修正案	パブコメ版
<p>（吸収信託分割に当たり明らかにすべき事項）</p> <p>第八条 信託法第一百五十五条第一項第七号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>三 吸収信託分割に際して、承継信託に属する財産を分割信託の信託財産に帰属させることとするときは、当該財産の種類及び数若しくは額又はこれらの算定方法</p>	<p>（吸収信託分割に当たり明らかにすべき事項）</p> <p>第八条 信託法第一百五十五条第一項第七号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>三 吸収信託分割に際して、承継信託（<u>信託法第一百五十五条第一項第六号に規定する承継信託をいう。次条において同じ。</u>）に属する財産を分割信託（<u>同号に規定する分割信託をいう。次条において同じ。</u>）の信託財産に帰属させることとするときは、当該財産の種類及び数若しくは額又はこれらの算定方法</p>

【修正内容】

合同命令第8条について、上記新旧対照表のとおり修正する。

【修正理由】

規定の明確化のため。

合同命令（第10条関係）

修正案	パブコメ版
<p>（新規信託分割に当たり明らかにすべき事項）</p> <p>第十条 略</p> <p>三 従前の公益信託（<u>新規信託分割をする他の公益信託がある場合にあっては、従前の公益信託及び当該他の公益信託。次号及び次条において同じ。</u>）において直前に作成された財産状況開示資料の内容（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる公益信託の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項）</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 略</p> <p>四 従前の公益信託について、財産状況開示資料を作成した後（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容</p>	<p>（新規信託分割に当たり明らかにすべき事項）</p> <p>第十条 略</p> <p>三 従前の公益信託において直前に作成された財産状況開示資料の内容（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる公益信託の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項）</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 略</p> <p>四 従前の公益信託（<u>新規信託分割をする他の信託がある場合にあっては、従前の信託及び当該他の信託。次条第一号において同じ。</u>）について、財産状況開示資料を作成した後（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容</p>

【修正内容】

合同命令第10条について、上記新旧対照表のとおり修正する。

【修正理由】

規定の明確化のため。

合同命令（第14条関係）

修正案	パブコメ版
（電磁的記録に記録された事項の提供の方法） 第十四条 略 一 公益信託の信託行為に定めた方法	（電磁的記録に記録された事項の提供の方法） 第十四条 略 一 公益信託に係る信託行為に定めた方法

【修正内容】

合同命令第14条について、上記新旧対照表のとおり修正する。

【修正理由】

規定の明確化のため。

合同命令（第18条関係）

修正案	パブコメ版
<p>（公益信託に関する信託帳簿等の作成）</p> <p>第十八条 信託法第三十七条第一項の規定による信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の信託帳簿」という。）及び同法第三十七条第二項の規定による同項の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の財産状況開示資料」という。）については、次条第一項の規定を適用する場合を除き、同法第二百二十二条第二項の会計帳簿を受託者が作成すべき公益信託の信託帳簿とし、同条第四項の規定により作成すべき書類又は電磁的記録を受託者が作成すべき公益信託の財産状況開示資料とする。</p> <p>2 公益信託の信託帳簿及び公益信託の財産状況開示資料の作成は、次節（第二十八条を除く。）の規定に従って行わなければならない。</p>	<p>（公益信託に関する信託帳簿等の作成）</p> <p>第十八条 信託法第三十七条第一項の規定による<u>公益信託に関する</u>信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の信託帳簿」という。）及び同法第三十七条第二項の規定による同項の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の財産状況開示資料」という。）については、次条第一項の規定を適用する場合を除き、同法第二百二十二条第二項の会計帳簿を受託者が作成すべき公益信託の信託帳簿とし、同条第四項の規定により作成すべき書類又は電磁的記録を受託者が作成すべき公益信託の財産状況開示資料とする。</p> <p>2 <u>前項の</u>公益信託の信託帳簿及び公益信託の財産状況開示資料の作成は、次節（第二十八条を除く。）の規定に従って行わなければならない。</p>

【修正内容】

合同命令第18条について、上記新旧対照表のとおり修正する。

【修正理由】

規定の明確化のため。

合同命令（第19条関係）

修正案	パブコメ版
<p>（特定資産公益信託に関する信託帳簿等の作成）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>5 <u>第三項に規定する信託概況報告は、当該特定資産公益信託の状況に関する重要な事項（公益事務の実施状況を含み、特定資産公益信託の計算書類の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。</u></p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、信託法第三十七条第二項の規定により特定資産公益信託の清算受託者（同法第一百七十七条に規定する清算受託者をいう。以下同じ。）が作成すべきものについては、第三十四条、第三十五条、第三十七条第一項及び第三十八条の規定を準用する。この場合において、第三十五条第二項中「の会計帳簿」とあるのは「<u>に係る第十九条第二項に規定する公益信託の信託帳簿</u>」と、第三十七条第一項中「貸借対照表を、会計帳簿」とあるのは「<u>財産目録を、第十九条第二項に規定する公益信託の信託帳簿</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>（特定資産公益信託に関する信託帳簿等の作成）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 <u>第三項の信託概況報告は、当該公益信託の状況に関する重要な事項（公益事務の実施状況を含み、特定資産公益信託の計算書類の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。</u></p> <p>6 <u>前各項までの規定にかかわらず、信託法第三十七条第二項の規定により特定資産公益信託の清算受託者（同法第一百七十七条に規定する清算受託者をいう。以下同じ。）が作成すべきものについては、第三十四条、第三十五条、第三十七条第一項及び第三十八条の規定を準用する。この場合において、第三十五条第二項中「の会計帳簿」とあるのは「<u>に係る公益信託の信託帳簿</u>」と、第三十七条第一項中「貸借対照表を、会計帳簿」とあるのは「<u>財産目録を、公益信託の信託帳簿</u>」と読み替えるものとする。</u></p>

【修正内容】

合同命令第19条について、上記新旧対照表のとおり修正する。

【修正理由】

規定の明確化のため。

合同命令（第23条関係）

修正案	パブコメ版
<p>(のれんの評価)</p> <p>第二十三条 のれんは、次に掲げる場合に限り、資産又は負債として計上することができる。</p> <p>一 有償で譲り受けた場合</p> <p>二 公益信託の併合又は<u>公益信託に係る信託の分割</u>により取得した場合</p>	<p>(のれんの評価)</p> <p>第二十三条 のれんは、次に掲げる場合に限り、資産又は負債として計上することができる。</p> <p>一 有償で譲り受けた場合</p> <p>二 公益信託の併合又は<u>公益信託の分割</u>により取得した場合</p>

【修正内容】

合同命令第23条について、上記新旧対照表のとおり修正する。

【修正理由】

規定の明確化のため。

合同命令（第30条関係）

修正案	パブコメ版
<p>(貸借対照表の区分)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は、<u>流動負債及び固定負債に区分しなければならない</u>。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。</p> <p>3 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない。ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分しない<u>こととすることができる</u>。</p>	<p>(貸借対照表の区分)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。</p> <p>3 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない。ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分しない<u>ことができる</u>。</p>

【修正内容】

合同命令第30条について、上記新旧対照表のとおり修正する。

【修正理由】

規定の明確化のため。